

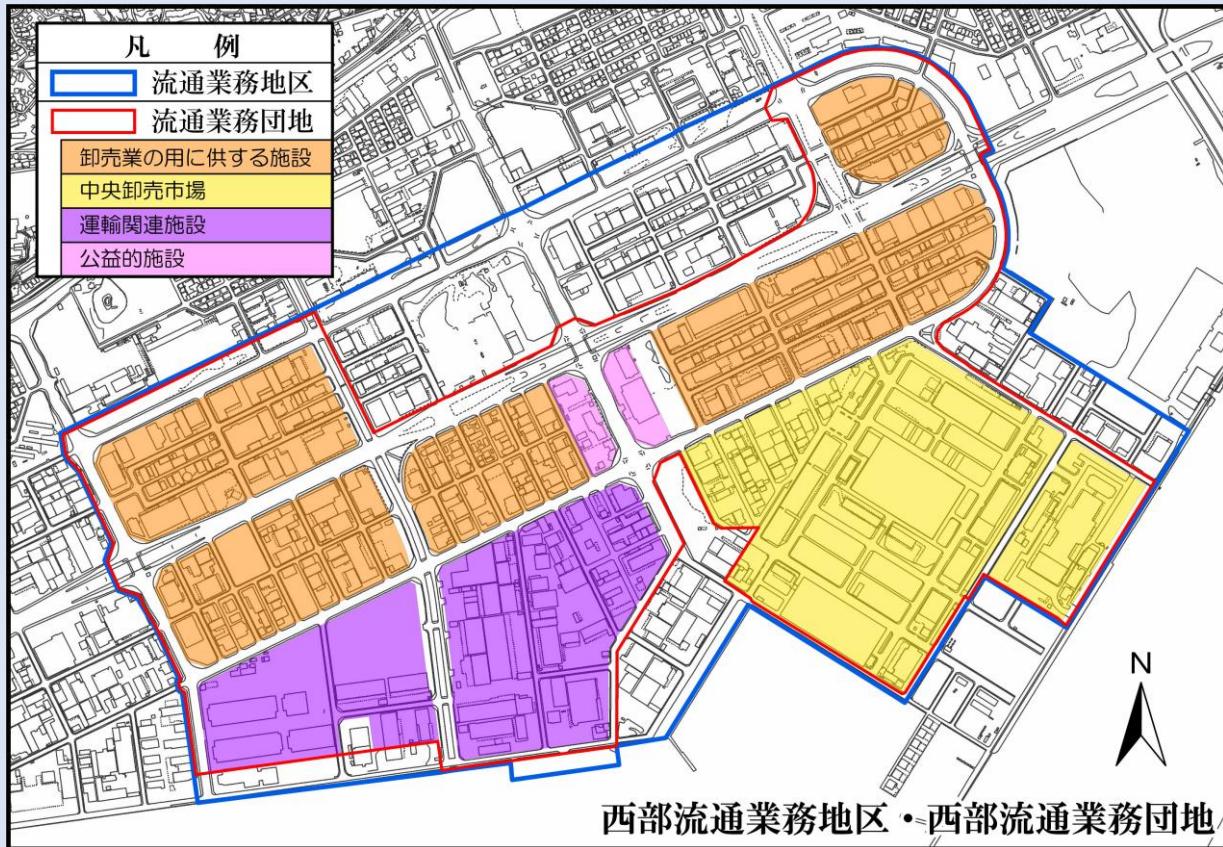
# 流通業務地区内で小売店舗等を設置する場合、申請手続きが必要です

**※プレハブの設置や既存建物の一部の利用により、小売店舗等とする場合も対象です**

## 1. 流通業務地区の目的

流通業務地区は、流通機能の向上および道路交通の円滑化を図るため、流通業務市街地として整備すべき区域を都市計画に定めるものです。流通業務地区では、流通業務市街地の整備に関する法律(流市法)に基づき、設置できる施設に制限があるため、その内容を確認するための申請手続きが必要となります。

## 2. 流通業務地区の範囲



## 3. 流通業務地区内の規制

以下のとおり、原則として①「流市法第5条」で定められた流通関連施設、または②「流市法第5条ただし書許可基準」に該当する施設のみ設置できます。

	設置する施設	設置の可否	設置可能な施設例
①	「流市法第5条」で定められた流通関連施設	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トラックターミナルなどの貨物取扱施設</li> <li>・道路貨物運送業の用に供する事務所、店舗</li> <li>・倉庫施設</li> </ul>
②	「流市法第5条ただし書許可基準」に該当する施設	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内従業者等への福利厚生を目的とした小売店舗、食堂、喫茶店</li> <li>・卸売業等を営む事業者が設置及び運営する小売店舗</li> <li>・卸売業の用に供する施設に附帯する危険物の貯蔵倉庫</li> </ul>
③	上記に該当しない施設	×	—

## 4. 流通業務地区の手続き

流通業務地区内において流通業務施設等を設置(建築物の建築、用途変更や工作物の築造)する場合は、以下のとおり申請手続きが必要です。

	設置する施設	手続き	申請書
①	「流市法第5条」で定められた流通関連施設	証明願	流通業務市街地の整備に関する法律施行規則第25条に基づく適合証明願
②	「流市法第5条ただし書許可基準」に該当する施設	許可申請	流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項ただし書き許可申請書

## 5. 流通業務団地内の手続き

流通業務団地内に含まれる場合は、都市計画法第53条の規定による許可申請も必要です。

## 6. Q&A

### Q1 申請が必要かどうか分かりません。

A1 建築物の建築、用途変更や工作物の築造を行う場合には申請が必要となる場合がありますので、広島市役所都市計画課へお問い合わせください。

### Q2 敷地内の空きスペースにプレハブを設置して使用する場合、申請が必要なのでしょうか。

A2 プレハブの規模に関係なく、設置する際には証明願又は許可申請が原則必要です。

### Q3 建築物の一部を用途変更する場合、申請が必要なのでしょうか。

A3 建築物の一部を用途変更し、小売店舗、食堂等(「流市法第5条ただし書許可基準」に該当する施設)などとする場合には許可申請が必要となります。

### Q4 保健所へ営業許可申請を行った場合でも、流市法の申請が必要なのでしょうか。

A4 保健所の営業許可申請とは別に、流市法の申請が必要です。

### Q5 申請書はどこで入手できますか。

A5 広島市HPからダウンロードできます。

広島市 流通業務市街地

検索

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/business/toshikeikaku/1021718/1017795.html>



(問い合わせ先)

広島市都市整備局都市計画課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

082-504-2268

tokei@city.hiroshima.lg.jp

広島市  
The City of Hiroshima